明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（六八）　二
○特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令（六九）　三
○健康保険法施行令等の一部を改正する政令（七〇）　四
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（七一）　四
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（七二）　五
○国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律附則第九条第三項の政令で定める年齢等を定める政令（七三）　五

〔省　令〕

○不動産登記規則等の一部を改正する省令（**法務**三）　六
○環境影響評価法施行令別表第三の十の項の第三欄に規定する値を定める省令（**環境**七）　六

〔告　示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第二条第一項第三号の規定に基づき、独立行政法人等の施設であって、公文書等の管理に関する法律第十五条から第二十七条までの規定による特定歴史公文書等の適切な管理を行うために必要な設備及び体制が整備されていることにより公文書等の管理に関する法律第二条第三項第一号に掲げる施設に類する機能を有するものを指定する件の一部を改正する件（**内閣府**三四）　七
○金融商品取引法第百五十六条の六十七第一項の規定に基づき取引情報蓄積業務を行う者を指定した件（**金融庁**一二）　七
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**八）　七
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**九）　八
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一〇）　八
○厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件（**厚生労働**五一）　八
○確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（**同**五二）　八
○確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件（**同**五三）　八
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**六五九）　八
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**六〇）　八
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**六一）　八
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**六二～六八）　八
○直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**二四八）　八
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**同**二四九～二五一）　八
○船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定により船員雇用促進等事業を行う者として指定した者に関する名称を変更した件（**同**二五二）　八
○海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示（**海上保安庁**六五）　八
○海上保安官の要請を受けて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者の損害補償の実施に関する告示の一部を改正する告示（**同**六六）　九
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（**同**六七）　九

〔国会事項〕

内閣　復興庁　九

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
国家試験
労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の合格者（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

諸　事　項
官庁
財団、製造たばこ小売定価、公示送達、迫川上流土地改良区役員の退任及び就任、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、再生関係　一三
地方公共団体
教育職員免許状失効、押収物還付関係　一三
会社その他　一三

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。